



基本目標ごとの取組

基本目標1 こどもの健やかな成長をライフステージに応じた切れ目なく支援します

母子保健や教育・保育サービスの充実、居場所の確保、学び・体験の機会の提供等、妊娠前から妊娠期、出産、幼児期、学童期、その後の青年期に至るまで、ライフステージの各段階に応じて、切れ目のない支援に取り組み、こどもの健やかな成長を支えます。

【 評価指標 】

評価指標			現状 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
意識調査	希望する保育サービスを希望する時間に利用することができたと感じている保護者の割合	(未就学児)	70.8%	75.0%
		(小学生)	59.9%	65.0%
	子育てに不安や負担を感じていない保護者の割合	(未就学児)	38.7%	40.0%
		(小学生)	43.0%	45.0%
活動指標	妊婦一般健康診査受診率		83.5%	100%
	1歳6か月児健康診査受診率		97.1%	100%
	乳児家庭全戸訪問実施率		99.2%	100%
	養育支援者支援率		100%	100%
	地域子育て支援サロン延利用者数		2,522人	3,000人
	待機児童数（保育所・認定こども園（長時間利用））		0人	0人
	ヘルスサポーター事業体験学習会実施回数		6回	8回
	読み語り行事実施回数		159回	160回
	待機児童数（放課後児童クラブ）		0人	0人
	児童館の来館者数		36,725人	41,250人
	こども食堂実施か所数		8か所	10か所
	中高生対象イベントの実施回数		4回	7回
	みはら縁結びサポーターが関わったマッチング数		14組	17組
	若者居場所づくり事業実参加者数		7人	10人

妊娠前から幼児期まで

基本施策

1-1 母子保健対策の充実

1-2 親子の成長と交流の場の支援

1-3 教育・保育サービスの充実

1-1 母子保健対策の充実

事業名	事業内容	事業目標・方向性	担当課
1 健康 LINE サポート事業	ライフステージに添った生理・不妊・妊活・育児相談等について LINE による個別相談を実施します。 また、母子保健や性教育等に関するオンラインセミナーを開催します。	事業の推進により、ライフステージに添った生理・不妊・妊活・育児の支援に取り組みます。 【利用人数】 (R5)149 人 ⇒ (R11)170 人	こども安心課
2 不妊検査・不妊治療費助成事業	不妊検査費、一般不妊治療費の一部及び特定不妊治療費、男性不妊治療費の一部を助成します。	制度に基づき、引き続き助成します。	こども安心課
3 出産・子育て応援給付金事業	妊娠届や出産届を行った妊産婦等に対して、給付金を支給するとともに、伴走型の相談支援を行います。	引き続き、伴走型の相談支援を行います。	こども安心課
4 健康診査事業（妊婦健康診査事業）	妊娠中の健康管理を充実するため、妊婦健康診査の公費助成を実施します。	事業の推進により、妊婦の健康管理を推進します。 【受診率】 妊婦一般健康診査 (R5)83.5%⇒(R11)100%	こども安心課
5 健康診査事業（乳幼児健康診査事業）	こどもの健やかな発達を支援するため、1歳6か月・3歳児の集団健康診査と1か月・10か月児の医療機関による個別健康診査を実施します。 また、聴覚障害の早期発見のため、新生児聴覚検査を実施します。	事業の推進により、乳幼児の健康管理を推進します。 【受診率】 1歳6か月児健康診査 (R5)97.1% ⇒ (R11)100% 3歳児健康診査 (R5)94.8% ⇒ (R11)100%	こども安心課
6 訪問事業（妊産婦訪問事業）	妊産婦や乳幼児のいる家庭を訪問し、妊産婦の身体的・精神的状況や子育てサポート体制、乳幼児の成長発達状況の確認を行い、子育て方法やサービスの情報提供等を実施します。	事業の推進により、子育てのサポートに取り組みます。 【実施率】 特定妊婦訪問 (R5)100% ⇒ (R11)100%	こども安心課

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
7	訪問事業 (乳児家庭全戸訪問事業)	4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、栄養状態や子育て状況の確認、健診や予防接種等の子育てサービスの情報提供等を行いながら、子育て相談を実施します。	事業の推進により、子育てのサポートに取り組みます。 【実施率】 (R5)99.2% ⇒ (R11)100%	こども安心課
8	訪問事業 (養育支援訪問事業)	こどもや養育者の状況、サポート体制や経済状況等において、集中的又は中長期的な状況確認や、保健指導・他機関連携が必要な家庭を訪問し、切れ目なく育児の支援を実施します。	事業の推進により、子育てのサポートに取り組みます。 【実施率】 (R5)100% ⇒ (R11)100%	こども安心課
9	保健指導事業 (妊産婦・乳幼児相談事業)	妊産婦・乳幼児を対象に、育児相談や教室等を開催し、母子の心身の健康管理及び順調な発達支援に取り組みます。	事業の推進により、相談しやすい体制を整備します。 【各教室参加人数】 マタニティスクール (R5)53人 ⇒ (R11)55人 スマイルパパ広場 (R5)43人 ⇒ (R11)45人 【各相談利用率】 9か月児相談 (R5)97.6% ⇒ (R11)100% 2歳児相談 (R5)88.6% ⇒ (R11)100%	こども安心課
10	産後ケア事業	医療機関等で助産師が出産1年未満の母子を対象に、宿泊、日帰り、訪問により、母親の心身のケア及び母親の授乳や沐浴の方法等、具体的な育児について指導をすることで、在宅での育児支援につなげます。	事業の推進により、母親の身体的な回復と心理的な安定を促進するとともに、育児支援に取り組みます。 【利用人数】 (R5)17人 ⇒ (R11)74人	こども安心課
11	5歳児発達記録	5歳の時期に運動、認知、社会性及びコミュニケーション等の発達及び行動特性について、保育者による簡便な実施課題を行うとともに、保護者と保育者が統一の問診票を用いて児の状態を共通理解し、配慮の必要な児への支援を行うことで、円滑な就学移行を行います。	就学前の適切な発達支援及び円滑な就学移行につながるよりよい仕組みになるよう、見直しを行いながら事業に取り組みます。	こども安心課
12	予防接種事業	予防に重点を置いたこどもの健康づくりのため、法が定める定期予防接種について無料接種券を交付します。	国の制度に基づき、適切に実施します。	こども安心課
13	家事支援事業	家事や育児に不安を抱え、支援が必要な子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラーがいる家庭に対して、家事・育児を支援する訪問支援員を派遣します。	事業の推進により、子育て家庭の家事・育児を支援します。 【支援件数】 (R5)45件 ⇒ (R11)70件	子育て支援課

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
14	乳幼児のための食生活啓発事業	乳幼児の栄養についての話と調理実習を行い、各家庭において栄養バランスの取れた望ましい食生活の普及啓発に取り組みます。	継続して普及啓発に取り組みます。	こども保育課
15	在宅当番医制事業運営委託事業	地区医師会・医療機関と連携し、祝日小児科当番医制事業により、平日夜間及び祝日昼間の小児救急医療を提供します。	地区医師会・医療機関と連携するとともに、継続して医療機関への補助を行い、小児科医療体制の維持に取り組みます。	保健福祉課
16	休日夜間急患センター運営費補助事業	三原市医師会休日夜間急患診療所と連携し、平日夜間における小児救急医療を提供します。	医療機関と連携するとともに、継続して医療機関への補助を行い、小児科医療体制の維持に取り組みます。	保健福祉課
17	小児救急医療運営費補助事業	公的医療機関である三原赤十字病院と連携し、日曜日の小児救急医療体制を整え、休日における小児救急医療を提供します。	医療機関と連携するとともに、継続して医療機関への補助を行い、小児科医療体制の維持に取り組みます。	保健福祉課
18	産科医等確保支援事業	市内の産科医療機関に対し、産科医等に支給する手当の一部を補助することで、産科医療体制の維持に取り組みます。	継続して医療機関への補助を行い、市民が安心して出産・子育てができるよう、産科医療体制の維持に取り組みます。	保健福祉課
19	周産期医療体制維持継続等支援事業	市内産科医療機関における分娩体制及び周産期医療体制の維持を図るため、分娩に必要な経費の一部を補助します。	継続して医療機関への補助を行い、市民が安心して出産・子育てができるよう、周産期医療体制の維持に取り組みます。	保健福祉課

1-2 親子の成長と交流の場の支援

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
20	マイ支援センター事業（ハーフバースデーイベント）	6か月児を対象とした地域子育て支援センターでのハーフバースデーイベントを紹介することで、乳児期早期に子育ての相談員や居場所につなげ、育児の孤立や不安解消に取り組みます。	地域子育て支援センターをより身近に感じてもらえるよう出張支援センター等、地域子育て支援センターのあり方も検討しながら実施します（年4回地域子育て支援センター連絡会議を実施）。	こども安心課
21	こども家庭センター【母子保健機能】	利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談等を行うことにより、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等に関する相談支援・利用支援の充実に取り組みます。	こども家庭センター及び「すくすく」4か所において事業を推進し、相談支援体制の充実に取り組みます。 【延相談件数】 (R5)2,492件⇒(R11)2,500件	こども安心課

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
22	地域子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業）	概ね中学校区に1か所以上を目安に、地域の子育て等に関する情報発信や相談・支援、親子の交流の場の提供、園庭開放、子育てに関する講習会等を実施します。	引き続き実施するとともに、事業の周知に取り組みます。 (R6)実施か所数 11 か所	こども保育課 こども安心課
23	食育推進事業（クッキング保育）	保育所及び認定こども園の児童を対象に、食育年間計画に基づきクッキング保育を実施します。菜園活動を通して、育てることから調理まで体験することで、食への関心と意欲、食べ物への感謝の心を培います。 また、保護者を対象に試食会を実施し、食への理解と関心を深めます。	引き続き事業を実施します。 【実施か所数（公立）】 (R6)11 か所⇒(R11)11 か所 【月間平均実施回数（公立）】 (R5)12.9 回⇒(R11)13 回	こども保育課 教育振興課
24	保育所・認定こども園の園庭開放事業	保育所・認定こども園に入所していない親子に園庭を開放し、遊びの場の提供や保護者・こどもとの交流の機会を提供し、支援に取り組みます。	継続して実施します。	こども保育課
25	地域子育て支援サロン推進事業	地域全体で子育てを支援する環境づくりのため、身近な地域の中で、子育て親子同士や世代を超えた仲間づくり、交流を行う場として、地域子育て支援サロンの設置を促進するとともに、継続して運営できるよう支援します。	【実施か所数】 (R5)14 か所⇒(R11)17 か所 【年間延利用者数】 (R5)2,522 人⇒(R11)3,000 人	子育て支援課
26	食育推進事業 キッズチャレンジ	3歳以上の未就学児を対象に、「食」への興味や、家庭での調理体験を促すことを目的に、対象児と保護者を対象に調理実習や食育の講話の機会を設定します。	引き続き実施するとともに、事業の周知に取り組みます。	保健福祉課

1-3 教育・保育サービスの充実

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
27	通常保育事業 (認可保育所 及び認定こども園)	保育が必要な児童(2号、3号)には、保育所及び認定こども園で保育サービスを提供し、教育が必要な児童(1号)には認定こども園で教育サービスを提供します。	待機児童ゼロの継続及び未入所児童の解消に向けて、保育人材確保の取組、事業者間調整を行い、受け皿の確保に取り組みます。 【未入所児童数】 (R5)36人 ⇒ (R11)0人 【待機児童数】 (R5)0人 ⇒ (R11)0人	こども保育課 教育振興課
28	幼稚園・保育所等適正配置事業	次世代を担うこどもに適切な教育・保育条件を整えるため、保育所・幼稚園・認定こども園の施設再配置を推進します。	待機児童ゼロの継続及び未入所児童の解消をめざすなど、適切な教育・保育サービスを提供するための持続可能な保育環境を整えます。 【未入所児童数】 (R5)36人 ⇒ (R11)0人 【待機児童数】 (R5)0人 ⇒ (R11)0人	こども保育課 教育振興課
29	幼児教育・保育の質の維持向上事業	三原市保育協議会等への支援や、市内幼児教育・保育施設での公開研究会等への参加を促進することにより、幼稚園教諭、保育士及び保育教諭の資質の向上に取り組みます。	引き続き研究団体へ助成するとともに、公開研究会等の開催周知に取り組みます。	こども保育課 教育振興課
30	保育施設環境整備事業	公立保育所、認定こども園、幼稚園において、こども・子育て支援機能強化のための改修事業(空調、外構フェンス、LED照明等)により、保育施設の環境を整備します。また、利用者の快適性・利便性の向上のための環境改善事業(空調、遊具及び防犯対策設備の設置、バリアフリー改修、園庭の整備、トイレの洋式化等)を行います。	機能強化によるこども・子育て支援の充実及び環境改善による快適性・利便性の向上を図るため、対象となる施設を計画的に整備します。	こども保育課 教育振興課
31	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	保護者の就労の有無に関わらず、こどもを保育所等の施設で預かることで、こどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化します。	令和8(2026)年度から満3歳未満で保育所等に通っていないこどもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で利用できる新たな通園給付を実施します。	こども保育課

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
32	延長保育事業	通常の保育時間を超えて保育サービスを提供します。	引き続き実施し、保育サービスの充実を図ります。 (R6) 実施か所数 22 か所	こども保育課 教育振興課
33	預かり保育事業	認定こども園において教育が必要な児童(1号)を預かる保育サービスを提供します。	引き続き実施し、保育サービスの充実を図ります。 【実施か所数】 (R6)7 か所 ⇒ (R11)7 か所	こども保育課 教育振興課
34	一時預かり事業	保育所等に入所していない児童を対象に、保護者の冠婚葬祭、傷病等の緊急的・一時的な保育や、認定こども園に在籍する満3歳以上の1号認定のこどもで、教育時間の前後又は長期休業日等に当該施設において一時的に保育します。	引き続き実施し、保育サービスの充実を図ります。 (R6)実施か所数 9 か所	こども保育課
35	夜間保育事業	午後8時以降に保育サービスを提供します。	需要の動向を見極めながら実施を検討します。	こども保育課
36	休日保育事業	日曜、祝日に保育サービスを提供します。	引き続き実施し、保育サービスの充実を図ります。 (R6)実施か所数 1 か所	こども保育課
37	小規模保育事業	0歳児～2歳児の保育の量的確保のため、定員6～19人までの小規模で家庭的な雰囲気のもとに保育します。	待機児童ゼロの継続及び未入所児童の解消に向けて、保育人材確保の取組、事業者間調整を行い、受け皿の確保に取り組みます。 (R6)実施か所数 3 か所	こども保育課
38	事業所内保育事業	0歳児～2歳児の保育の量的確保のため、民間事業所内に設置している事業所内保育施設で、地域の児童を保育します。	待機児童ゼロの継続及び未入所児童の解消に向けて、保育人材確保の取組、事業者間調整を行い、受け皿の確保に取り組みます。 (R6)実施か所数 2 か所	こども保育課
39	居宅訪問型保育事業	0歳児～2歳児を対象に、障害や疾病等で、集団保育が著しく困難な児童を、その児童の居宅において1対1で保育します。	需要の動向を見極めながら実施を検討します。	こども保育課
40	家庭的保育事業	市町村が認定した家庭的保育者に居宅等における0歳児～2歳児の乳幼児を対象とした定員5人以下の保育を行います。	需要の動向を見極めながら実施を検討します。	こども保育課
41	障害児保育事業	集団保育が可能な障害児について、保育所や認定こども園で保育します。	引き続き実施し、保育サービスの充実を図ります。	こども保育課

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
42	病児・病後児 保育事業	病気の回復期にあり、集団保育の実施が困難な児童を対象に、その期間中、保育所等の専用スペースで一時的に預かります。	引き続き実施し、保育サービスの充実を図ります。 (R6)実施か所数4か所	こども保育課
43	ファミリー・ サポート・セ ンター事業	子育ての援助が必要な人（依頼会員）に対して、援助ができる人（提供会員）を紹介し、地域住民同士の相互援助活動を促進します。事前の会員登録が必要です。	利用しやすい制度となるよう、援助ができる人（提供会員）を増やすための取組や、制度の周知 マッチングしやすい環境づくりに取り組みます。 【年間実利用者数】 (R5)73人 ⇒ (R11)110人	子育て支援課
44	ショートステイ事業	保護者が疾病等の理由により家庭での児童の養育が困難になった場合に、児童養護施設等で一時的に養育します。宿泊を伴う事業です。（原則7日以内）	実態の把握に努め、関係機関と連携して適切に実施します。 【延利用日数】 (R5)38日 ⇒ (R11)87日	子育て支援課
45	トワイライト ステイ事業	保護者が仕事等により帰宅が恒常的に夜間にわたったり、恒常的な休日勤務のために児童の養育が十分できない場合に、児童養護施設等で一時的に養育します。（原則宿泊なし・22時まで）	実態の把握に努め、関係機関と連携して適切に実施します。	子育て支援課

基本施策

1-4 豊かな心を育む教育活動等の推進

1-5 居場所づくり

1-6 不登校のこどもへの支援

1-4 豊かな心を育む教育活動等の推進

事業名	事業内容	事業目標・方向性	担当課
46 こども家庭センター（母子保健機能）「性教育」	小中学生や高校生に対して、発達段階に応じた心身の変化、自他を大切にする事、性被害や犯罪から自分を守る事など包括的な性教育を提供します。	引き続き事業を実施します。	こども安心課
47 仕事体験提供事業「こどもおしごとチャレンジ」	小学生を対象に、仕事に関する体験講座やイベントの開催、映像コーナー等でのこども向けの映像の発信等により、興味・関心の拡大と将来について考えるきっかけをつくり、次世代の人材育成を図ります。	継続的に「こどもおしごとチャレンジ講座」等を実施します。 【アンケート満足度】 (R5)98.4% ⇒ (R11)100%	子育て支援課
48 中高生対象イベント実施事業	次世代の親を育成するため、児童館等において、中高生を対象とした乳幼児とふれあう保育体験等、子育てに関して学習の機会となるイベントを実施します。	引き続き事業を実施します。 【実施回数】 (R5)4回 ⇒ (R11)7回	子育て支援課
49 育児体験事業	こどもたちが将来、こどもを生み育てることや家族を持つことをイメージできるよう、赤ちゃんやその保護者と触れ合う育児体験機会（座学・体験）を提供します。	事業を実施し、育児体験機会を提供します。 【講座の参加人数】 (R5)0人 ⇒ (R11)30人 【「将来の子育て等をイメージできた」とする参加者の割合】 (R5)0% ⇒ (R11)100%	子育て支援課
50 食育推進事業（親子食育教室）	親子のふれあいや調理実習、食育講話やクイズを通じた食育の推進と健康づくりのための教室を開催します。	小学校等と連携し、こどもや保護者への食育推進を図ります。 【実施回数】 (R5)7回 ⇒ (R11)9回	保健福祉課
51 食育推進事業（ヘルスサポーター事業）	中学生・高校生に対し、食を通じた健康づくりの実践者となるよう、情報発信や体験学習の機会を提供します。	中学校・高校と連携し、こども（中学生・高校生）への食育推進を図ります。 【体験学習会実施回数】 (R5)6回 ⇒ (R11)8回	保健福祉課

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
52	食育推進事業 (レシピコンテスト)	高校生を対象に、自分で作る朝食レシピを募集し、自らメニューを考え実践する機会を提供します。食に関する関心を高めるために入賞作品を活用し、啓発を行います。	市内高校生を対象として、朝食習慣の定着化とこどものころからの生活習慣病予防を図ります。 【事業に参加する市内高校数】 (R5)4校 ⇒ (R11)5校	保健福祉課
53	学ぶ力育成事業	「たくましく生きる力を育む三原教育宣言」に基づき、学校・家庭・地域が連携し市民協働で、子育て「金のルール」を推進します。 こどもたちの元気の素「金のルール」～「早寝・早起き・朝ごはん・読書・あいさつ・靴そろえ」～	子育て「金のルール」の推進については、引き続き、市民協働で取組を推進します。その他、教育基本法にある教育の目標を達成するため、学習指導要領に基づき、三原市教育基本理念「志を抱き、その実現に向けて考え、行動できる未来の創り手の育成」をめざして、様々な教育活動を進めます。	学校教育課
54	コミュニティ・スクール推進事業	「学校運営協議会」と「地域学校協働本部」を一体的に推進することで、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組み、地域全体でこどもたちの学びや成長を支えます。	継続して事業を推進します。 【導入校】 (R5)5校⇒(R11)30校	学校教育課 生涯学習課
55	こどもの読書推進活動事業	こどもが本と出会い、読書に親しむことができる場となるよう、市立図書館において読み語り等の行事や乳幼児・児童・生徒が親しみやすい図書の収集・案内を積極的に行います。	引き続き事業を実施します。 【読み語り行事実施回数】 中央図書館 (R5)95回 ⇒ (R11)95回 本郷図書館 (R5)11回 ⇒ (R11)12回 久井図書館 (R5)12回 ⇒ (R11)12回 大和図書館 (R5)41回 ⇒ (R11)41回	生涯学習課
56	児童・生徒相互交流事業	シンガポールの中학생や湯河原町の小学生との交流、青少年教育施設での活動、郷土学習等の体験活動を通じて、青少年の「学びの場」・「活動の場」を提供し交流を図ります。	引き続き事業を実施します。 【青少年海外研修・交流事業参加者】 (R5)469人 ⇒ (R11)550人	生涯学習課
57	わくわく体験テーマパーク事業	各種団体との協働により、児童が様々な体験を通じて、新たな学びへの関心を高める機会を提供します。	引き続き事業を実施します。	生涯学習課
58	青少年教育施設管理運営事業(宇根山家族旅行村)	自然体験や集団研修の場・機会を提供することにより、自主性・社会性・協調性の向上を図ります。	引き続き事業を実施します。 【延利用者数】 (R5)5,862人⇒(R11)6,500人	生涯学習課

事業名	事業内容	事業目標・方向性	担当課
59 スポーツのテーマパーク事業	各種団体との協働により、小学生へスポーツへの興味・関心を呼び起こすとともに、日常的なスポーツ活動へ繋げることを目的として、様々なスポーツを体験する場を提供します。	引き続き事業を実施します。	スポーツ振興課

1-5 居場所づくり

事業名	事業内容	事業目標・方向性	担当課
60 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が就労等のため昼間留守となる家庭の小学生を対象に、小学校の余裕教室等において、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。	引き続き事業を実施し、待機児童ゼロを継続するとともに、市民ニーズを踏まえ利用しやすい環境整備に取り組みます。 【待機児童数】 (R5)0人 ⇒ (R11)0人	子育て支援課
61 放課後児童クラブ環境改善事業	放課後児童クラブにおいて、こども・子育て支援機能強化のための改修事業により、保育施設の環境を整備します。 また、利用者の快適性・利便性の向上のための環境改善事業（空調、遊具及び防犯対策設備の設置、バリアフリー改修、園庭の整備、トイレの洋式化等）を行います。	機能強化によるこども・子育て支援の充実及び環境改善による快適性・利便性の向上を図るため、対象となる施設を計画的に整備します。	子育て支援課
62 児童館運営事業（児童館機能の充実）	講座・イベント等を通して、0歳～18歳未満の全ての児童の健全な育成を図ります。 また、全ての児童と保護者が気軽に利用できる自由な居場所となるよう、機能の充実に取り組みます。	引き続き事業を実施します。 【年間延来館者数】 (R5)36,725人⇒(R11)41,250人 【中高生が関わるイベント実施回数】 (R5)55回 ⇒ (R11)70回	子育て支援課
63 こども食堂開設支援事業	こどもの孤食を防止するとともに、安心感や幸福感を味わえる地域の居場所を提供するため、こども食堂の開設を支援します。	引き続き事業を実施します。 【実施か所数】 (R5)8か所 ⇒ (R11)10か所	子育て支援課
64 遊具維持管理事業	こどもたちが安心・安全に遊べるようインクルーシブ遊具の維持管理を行います。	こどもたちが安心・安全に遊べるよう引き続きインクルーシブ遊具点検を実施します。	久井支所 地域振興課 大和支所 地域振興課
65 都市公園整備事業	都市公園の整備を推進し、こども等が快適に安心して遊べる空間を提供します。	引き続き事業を実施します。 【都市公園数】 (R5)95か所⇒(R11)98か所 【トイレ水洗・洋式化公園数】 (R5)47か所⇒(R11)60か所	都市開発課

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
66	児童遊園設置支援事業	地域住民の協力によって設置される「児童遊園」の設置や管理を支援し、こどもの健全な育成と安心・安全な遊び場を確保します。	地域で適切な管理ができるよう引き続き支援します。	都市開発課
67	円一広場（仮称）等整備事業	円一エリア内において、大型遊具等を設置し、子育て支援の拠点となる広場を整備します。また、老朽化した円一町駐車場を解体し、新たに駐車場を整備します。	事業を実施し、広場を整備します。 (R7) 駐車場解体設計 (R8) 駐車場解体 (R9) 駐車場整備 (R10) 広場整備	都市開発課
68	放課後子ども教室推進事業	小学校の図書室や体育館等を活用して、こどもたちの安心・安全な活動場所を設け、学校・地域・家庭との連携のもと、地域住民の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、交流活動等の取組を進めます。	地域の実情や需要、開設場所や放課後子ども教室のボランティアスタッフの確保等を勘案しながら、適切な実施箇所の確保をめざします。	生涯学習課

1-6 不登校のこどもへの支援

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
69	学ぶ力育成事業（教育支援センター）	不登校児童生徒を対象に、体験活動や学習指導・スポーツを通じて集団生活への適応、情緒の安定を図り、学習機会の確保や社会的自立を支援します。	児童・生徒の悩み等の相談対応に加え、不登校児童生徒への支援の充実を図ります。	学校教育課
70	学ぶ力育成事業（学校ふれあい相談員の配置）	学校に配置する「学校ふれあい相談員」による児童・生徒の悩み等への相談に取り組めます。	児童・生徒の悩み等の相談対応に加え、不登校児童生徒への支援の充実を図ります。	学校教育課

青年期

基本施策

1-7 次代へのステップの支援

1-8 出会いや結婚の支援

1-9 悩みや不安を抱える若者への支援

1-7 次代へのステップの支援

事業名	事業内容	事業目標・方向性	担当課
48 中高生対象イベント実施事業 【再掲】1-4	次世代の親を育成するため、児童館等において、中高生を対象とした乳幼児とふれあう保育体験等、子育てに関して学習の機会となるイベントを実施します。	引き続き事業を実施します。 【実施回数】 (R5)4回 ⇒ (R11)7回	子育て支援課
49 育児体験事業 【再掲】1-4	こどもたちが将来、こどもを生み育てることや家族を持つことをイメージできるよう、赤ちゃんやその保護者と触れ合う育児体験機会(座学・体験)を提供します。	事業を実施し、育児体験機会を提供します。 【講座の参加人数】 (R5)0人 ⇒ (R11)30人 【「将来の子育て等をイメージできた」とする参加者の割合】 (R5)0% ⇒ (R11)100%	子育て支援課
71 J デスクみはら事業	若者の市内への就職意識を高めるため、企業情報誌を作成し、市内の中学生、高校生等へ配布します。	毎年市内 50 社程度を掲載し、市内中学 2 年生、高校 2 年生等へ配布します。	商工振興課
72 二十歳のつどい	大人になったことを自覚し、自らの努力で人生を切り拓こうとする二十歳を迎える青年を祝い励ますため、「式典」及び「二十歳を祝う会」を実施します。	引き続き事業を実施します。	生涯学習課
73 『親の力』をまなびあう学習プログラム	家庭教育や子育て支援の取組として、県教育委員会が作成した『親の力をまなびあう学習プログラム』を活用し、団体の依頼を受けて講座を実施します。	引き続き事業を実施します。	生涯学習課
74 奨学金貸付事業	教育の機会均等を図るため、高等学校・高等専門学校生への奨学金貸付を実施します。	引き続き実施するとともに、制度の周知に取り組みます。	学校教育課

1-8 出会いや結婚の支援

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
75	みはら縁結びサポーター養成事業	市民を対象にした「みはら縁結びサポーター」養成講座・情報交換会を開催し、独身者の結婚や婚活に関する相談に応じ、成婚に向けてアドバイスできる人材を養成します。	人材を養成するとともに、サポーターの輪を広げ自主的に活動していく仕組みを構築します。 【サポーター数(累計)】 (R5)81人 ⇒ (R11)140人 【マッチング数】 (R5)14組 ⇒ (R11)17組	子育て支援課
76	若者出会い交流応援事業	結婚を希望する独身者の婚活を支援するため、婚活イベントを開催し、出会いと交流の場を提供する。 また、開催にあたっては「ひろしま出会いサポートセンター」と連携します。	引き続き事業を実施します。 【婚活イベント実施回数】 (R5)4回 ⇒ (R11)4回(毎年継続実施)	子育て支援課
77	結婚新生活支援事業	新婚世帯(合計所得が500万円未満の40歳未満の夫婦)に対して、市内の住宅の取得費用・リフォーム費用・賃借費用、引越費用の一部を補助します。	新婚世帯の新生活を支援することを通じて、市内での定住を促進します。 【支援制度を利用して移住・定住した世帯数】 (R5)19世帯 ⇒ (R11)20世帯以上	地域企画課
78	ファーストマイホーム応援事業	三原市内において、新たに住宅を取得する若年層世帯(40歳未満の夫婦、15歳未満の子がいる世帯)に対して、補助金を交付します。	若年人口増と地域活動への参画を図るため、市内での住宅取得費の一部を支援します。 【市の定住相談窓口を利用して市外から移住を決めた世帯数(世帯)】 (R5)23世帯 ⇒ (R11)35世帯以上	地域企画課
79	就労・移住定住支援事業	移住して民間の施設(医療、介護・福祉、幼稚園、保育園等)に新規就労する者に対して、引越費・家賃・養育費を交付します。併せて幼稚園教諭、保育士、保育教諭の新規就労者(市内在住者も可)に対して就労奨励金を交付します。	本事業を通じて、保健福祉分野での人材確保及び移住・定住の促進を図ります。 【支援制度を利用した新規就労者の数】 (R5)8人 ⇒ (R11)15人以上	地域企画課
80	東本通土地区画整理事業	立地適正化計画の居住誘導区域において、ファーストマイホーム応援事業と連携し、小学校、幼稚園、保育所、認定こども園、都市公園等子育て世代のニーズを満たす、良好な住宅地を供給します。	引き続き事業を実施します。 【保留地分譲開始面積(分譲率)】 (R5) 14,626.76㎡ (40.4%) ⇒ (R11) 36,240.00㎡ (100.0%)	土地区画整理課

1-9 悩みや不安を抱える若者への支援

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
81	ひきこもり相談支援ステーション	概ね 18 歳から 64 歳以下のひきこもりの人とその家族を対象とし、ひきこもりに特化した相談窓口を設置し、相談対応及び居場所設置、家族支援等を実施し、ひきこもりの長期化を防ぎます。	引き続き事業を実施します。	保健福祉課
82	社会参加型体験事業	発達障害の疑いのある、概ね 15 歳以上 39 歳までの人に対し、個別相談、個別支援、小グループ活動等を通して、本人の適性を見極め、社会活動に結びつけます。	引き続き事業を実施し、社会参加を支援します。	保健福祉課
83	若者の発達相談	発達障害の疑いにより生じている問題に対して相談に応じ、不安の軽減や日常生活に対する助言を行います。2 次障害の発生・重症化・長期化を予防するために、早期に適切な対応や支援につなげます。	引き続き実施するとともに、事業の周知に取り組みます。	保健福祉課
84	若者居場所づくり事業	社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する若者を支援するため、啓発事業や青少年の居場所づくり事業を実施します。	引き続き事業を実施し、若者への支援の充実を図ります。 【参加者】 (R5)7 人 ⇒ (R11)10 人	生涯学習課

基本目標2 こどもの権利を保障し、こどもが未来に希望を持って成長できる環境を整備します

こどもを権利の主体として認識し、その権利を保障するとともに、虐待の防止や貧困、障害、外国籍等、困難を抱えるこどもに対して適切な支援を行い、こどもが未来に希望を持って成長できる環境を整備します。

【 評価指標 】

評価指標			現状 (令和 5 年度)	目標 (令和 11 年度)
意識調査	自分の意見や考えがまわりの大人に聞いてもらえると思うこどもの割合	(小学生)	78.5%	80.0%
		(中学生)	75.4%	80.0%
	自分の意見や考えをまわりに聞いてもらえていると思う若者の割合		74.3%	80.0%
活動指標	「こどもの権利」教育・啓発事業理解度アンケート		—	90%以上
	「こどもおしごとチャレンジ」アンケート満足度		98.4%	100%
	障害児通所事業所数		22 か所	24 か所
	1 年間に発生する児童虐待死亡数		0 人	0 人
	ヤングケアラー研修等の参加者数		110 人	150 人
	生活困窮世帯のこどもに対する学習支援事業参加者数		4 人	20 人
	インターネットと人権に関する小中高への出前講座参加者数		53 人	400 人

基本施策

- 2-1 こどもの権利の保障
- 2-2 学び・体験する機会の提供
- 2-3 障害等のあるこども・外国籍のこどもへの支援
- 2-4 児童虐待の防止と社会的養護
- 2-5 心の健康づくり、犯罪等からこどもを守る取組の推進

2-1 こどもの権利の保障

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
85	こども会議	こどもの意見を取り入れるため、市内のこどもを対象にワークショップ形式等で「こども会議」を実施します。これにより、こどもの最善の利益を図り、その視点を尊重するとともに、こども計画や施策にこどもの意見を反映します。	「こども会議」を毎年継続して実施し、こども計画や施策に意見を反映していきます。	子育て支援課
86	若者意識調査	若者の意見を取り入れるため、施策の対象となる若者から、ニーズや意識等について調査を実施します。(16歳から39歳までの3,000人を対象)	こども計画や施策に意見を反映していきます。	子育て支援課
87	「こどもの権利」教育・啓発事業	「子どもの権利条約」等で示される4つの基本的な権利について理解を深めるため、こども、その関係者へ教育・啓発事業を実施します。	事業を実施し、啓発活動に取り組みます。 【「理解が深まった」とする参加者の割合】 (R11) 90%以上	人権推進課
88	性的マイノリティに関する周知啓発	令和4(2022)年1月から導入したパートナーシップ宣誓制度の周知及び、性的マイノリティの人が自分らしく暮らせる社会の実現を目指し、性の多様性に対する正しい理解を広め、偏見や差別の解消を図ります。	パートナーシップ宣誓制度の周知を図ります。 性的マイノリティへの理解の促進を図るための啓発及び相談に応じます。	人権推進課

2-2 学び・体験する機会の提供

事業名	事業内容	事業目標・方向性	担当課
23 食育推進事業 (クッキング 保育) 【再掲】1-2	保育所及び認定こども園の児童を対象に、食育年間計画に基づきクッキング保育を実施します。菜園活動を通して、育てることから調理まで体験することで、食への関心と意欲、食べ物への感謝の心を培います。 また、保護者を対象に試食会を実施し、食への理解と関心を深めます。	引き続き事業を実施します。 【実施か所数(公立)】 (R6)11か所⇒(R11)11か所 【月間平均実施回数(公立)】 (R5)12.9回⇒(R11)13回	こども保育課 教育振興課
47 仕事体験提供 事業「こどもお しごとチャレ ンジ」 【再掲】1-4	小学生を対象に、仕事に関する体験講座やイベントの開催、映像コーナー等でのこども向けの映像の発信等により、興味・関心の拡大と将来について考えるきっかけをつくり、次世代の人材育成を図ります。	継続的に「こどもおしごとチャレンジ講座」等を実施します。 【アンケート満足度】 (R5)98.4% ⇒(R11)100%	子育て支援課
49 育児体験事業 【再掲】1-4	こどもたちが将来、こどもを生み育てることや家族を持つことをイメージできるよう、赤ちゃんやその保護者と触れ合う育児体験機会(座学・体験)を提供します。	事業を実施し、育児体験機会を提供します。 【講座の参加人数】 (R5)0人 ⇒(R11)30人 【「将来の子育て等をイメージできた」とする参加者の割合】 (R5)0% ⇒(R11)100%	子育て支援課
26 食育推進事業 キッズチャレ ンジ 【再掲】1-2	3歳以上の未就学児を対象に、「食」への興味や、家庭での調理体験を促すことを目的に、対象児と保護者を対象に調理実習や食育の講話の機会を設定します。	引き続き実施するとともに、事業の周知に取り組みます。	保健福祉課
50 食育推進事業 (親子食育教室) 【再掲】1-4	親子のふれあいや調理実習、食育講話やクイズを通じた食育の推進と健康づくりのための教室を開催します。	小学校等と連携しこどもや保護者への食育推進を図ります。 【実施回数】 (R5)7回 ⇒(R11)9回	保健福祉課
51 食育推進事業 (ヘルスサポ ーター事業) 【再掲】1-4	中学生・高校生に対し、食を通じた健康づくりの実践者となるよう、情報発信や体験学習機会を提供します。	中学校・高校と連携し、こども(中学生・高校生)への食育推進を図ります。 【体験学習会実施回数】 (R5)6回 ⇒(R11)8回	保健福祉課
52 食育推進事業 (レシピコン テスト) 【再掲】1-4	高校生を対象に、自分で作る朝食レシピを募集し、自らメニューを考え実践する機会を提供します。食に関する関心を高めるために入賞作品を活用し、啓発を行います。	市内高校生を対象として、朝食習慣の定着化とこどものころからの生活習慣病予防を図ります。 【事業に参加する市内高校数】 (R5)4校 ⇒(R11)5校	保健福祉課

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
55	こどもの読書推進活動事業 【再掲】1-4	こどもが本と出会い、読書に親しむことができる場となるよう、市立図書館において読み語り等の行事や乳幼児・児童・生徒が親しみやすい図書の収集・案内を積極的に行います。	引き続き事業を実施します。 【読み語り行事実施回数】 中央図書館 (R5)95回 ⇒ (R11)95回 本郷図書館 (R5)11回 ⇒ (R11)12回 久井図書館 (R5)12回 ⇒ (R11)12回 大和図書館 (R5)41回 ⇒ (R11)41回	生涯学習課
56	児童・生徒相互交流事業 【再掲】1-4	シンガポールの中학생や湯河原町の小学生との交流、青少年教育施設での活動、郷土学習等の体験活動を通じて、青少年の「学びの場」・「活動の場」を提供し交流を図ります。	引き続き事業を実施します。 【青少年海外研修・交流事業参加者】 (R5)469人 ⇒ (R11)550人	生涯学習課
57	わくわく体験テーマパーク事業 【再掲】1-4	各種団体との協働により、児童が様々な体験を通じて、新たな学びへの関心を高める機会を提供します。	引き続き事業を実施します。	生涯学習課
58	青少年教育施設管理運営事業（宇根山家族旅行村） 【再掲】1-4	自然体験や集団研修の場・機会を提供することにより、自主性・社会性・協調性の向上を図ります。	引き続き事業を実施します。 【延利用者数】 (R5)5,862人 ⇒ (R11)6,500人	生涯学習課
59	スポーツのテーマパーク事業 【再掲】1-4	各種団体との協働により、小学生へスポーツへの興味・関心を呼び起こすとともに、日常的なスポーツ活動へ繋げることを目的として、様々なスポーツを体験する場を提供します。	引き続き事業を実施します。	スポーツ振興課

2-3 障害等のあるこども・外国籍のこどもへの支援

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
89	発達支援事業（健診事後教室）	発達に課題のあるこどもと保護者に対して、遊びを通して親子の関わりを学ぶ教室を実施します。	引き続き事業を実施し、保護者がこどもにより良い関わりができるよう取り組みます。 【実施回数】 おやこ教室 (R6)122回 ⇒ (R11)122回	こども安心課

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
90	発達支援事業 (発達専門相談)	発達に課題のあるこどもと保護者に対し、発達専門相談を実施します。	引き続き相談を実施し、こどもと保護者の支援に努めながら、状況の変化に応じ、相談回数を適正化します。 【実施事業】 医師発達相談 子育てなんでも相談 運動発達相談 心理相談、言語相談	こども安心課
91	発達支援事業 (発達障害者支援コーディネーター研修)	こどもの発達について理解を深め、その特性に応じた支援ができるよう、保健師、保育所・幼稚園職員、小中学校教諭と子育て支援に関わる職員のスキルアップを図ります。	引き続き研修を実施し、支援者のスキルアップに取り組みます。 【研修実施回数】 (R6)2回 ⇒ (R11)2回	こども安心課
92	外国籍のこどもと子育て家庭に対する支援事業	増加する外国人家庭が、子育てに関わる情報の受け取りや、教育・保育事業等の子育て支援サービスを適切に受け取ることができるよう取り組みます。	日本語を話すことができない妊婦に対して、訪問回数を増やすなど支援の強化に取り組みます。また、産後も円滑に教育・保育施設を利用できるように定期的な訪問を行います。 各言語の母子手帳や予防接種案内等の配布を行い、情報提供に取り組みます。 保育施設等で宗教上の理由による除去食を提供します。	こども安心課 こども保育課 子育て支援課
93	外国籍市民への支援	多言語相談窓口を設置し、市民からの相談に多言語で対応します。 国際交流員(CIR)のFacebookとInstagramを通じた多言語での情報を発信します。 地域日本語教室と連携し、日本語学習希望者の日本語学習を支援します。	多文化共生社会の実現に向けて、引き続き実施します。	経営企画課
41	障害児保育事業 【再掲】1-3	集団保育が可能な障害児について、保育所や認定こども園で保育します。	引き続き実施し、保育サービスの充実を図ります。	こども保育課
82	社会参加型体験事業 【再掲】1-9	発達障害の疑いのある、概ね15歳以上39歳までの人に対し、個別相談、個別支援、小グループ活動等を通して、本人の適性を見極め、社会活動に結びつけます。	引き続き実施するとともに、事業の周知に取り組みます。	保健福祉課
83	若者の発達相談 【再掲】1-9	発達障害の疑いにより生じている問題に対して相談に応じ、不安の軽減や日常生活に対する助言を行います。2次障害の発生・重症化・長期化を予防するために、早期に適切な対応や支援につなげます。	引き続き実施するとともに、事業の周知に取り組みます。	保健福祉課

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
94	障害者相談支援事業	障害のあるこどもの保護者に対して、相談に応じ、必要な情報提供やサービス利用の支援を行うとともに、こどもへの関わり方等を助言し、保護者の不安軽減に取り組めます。	障害者生活支援センター、地域生活支援センターを設置し、相談受付体制を整備します。(継続) 児童相談支援事業所と連携して、障害児通所支援や療育の相談しやすい環境を推進します。	障害者福祉課
95	特別児童扶養手当給付事業	障害のあるこどもの福祉の増進を図るため、精神又は身体に障害のある児童を監護する保護者等に対して、国の制度に基づき手当を支給します。 受給対象者：精神又は身体に重度又は中度の障害のある20歳未満の児童を監護している保護者で、一定の所得要件に該当する人。	国の制度に基づき、適切に手当を支給します。	障害者福祉課
96	重症心身障害児福祉年金給付事業	障害のあるこどもの福祉の増進を図るため、重症心身障害児を監護する保護者等に対して、年金を支給します。 受給対象者：次のいずれかに該当する20歳未満の児童を監護する保護者等。 ・身体障害者1～3級を所持 ・療育手帳マルA又はA又はマルBを所持	制度に基づき、引き続き支給します。	障害者福祉課
97	障害児通所事業	障害や発達の遅れのあるこどもを対象に、通所施設において、遊び・運動等を通じた様々なプログラムを提供し発達支援を行うなど、地域における療育の場の充実に取り組めます。	引き続き事業を実施します。 【事業所数】 児童発達支援事業所(就学前児童対象) (R6)9か所⇒(R11)10か所 放課後等デイサービス事業所(就学児対象) (R6)13か所⇒(R11)14か所	障害者福祉課
98	児童通所支援の利用者負担軽減	こどもが2人以上いる世帯の放課後等デイサービス等の自己負担を無償化します。	児童通所支援のあり方について、地域自立支援協議会の意見を反映していきます。	障害者福祉課
99	日常生活用具の拡充	療育支援用具(言語訓練、手先訓練、数的訓練、認知訓練、コミュニケーション訓練等が可能な製品)を年間20,000円分まで給付します。	日常生活用具のあり方について、地域自立支援協議会の意見を反映していきます。	障害者福祉課
100	学ぶ力育成事業(就学指導)	発達の遅れや障害のあるこどもの就学指導に取り組めます。	適切な就学指導に取り組めます。	学校教育課
101	学ぶ力育成事業(特別支援介助員の配置)	障害のあるこどもについて、安心して教育を受けられるよう、小・中・幼において、日常生活の介助・安全確保のための介助員を配置します。	適切な介助員の配置に取り組めます。	学校教育課

2-4 児童虐待の防止と社会的養護

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
102	虐待防止事業 (要保護児童 対策地域協議 会)	児童虐待防止等ネットワ ークの充実により、相談支援活 動の拡充を図り、児童虐待の 未然防止に取り組みます。	事業の推進により、虐待防止 の体制整備を図ります。	こども安心課
103	虐待防止事業 (児童虐待相 談事業)	地域に密着した相談の充実 を図るとともに、要保護児童 に関する通告義務についての 広報・啓発に取り組みま す。	事業の推進により、虐待防止 の相談支援に取り組みます。	こども安心課
104	虐待防止事業 (家庭児童相 談事業)	家庭児童相談員を配置し、家 庭における児童養育に関す る様々な問題に対する相談 支援を実施します。	事業の推進により、虐待防止 の相談支援に取り組みます。	こども安心課
105	こども家庭セ ンター 【児童福祉機 能】	母子保健型と児童福祉型を 一体的に実施し相談支援体 制を強化することで、こども がいる全ての家庭の支援と 児童虐待対策の強化を図り ます。	事業を推進し、相談支援体制 の充実に取り組みます。 児童虐待を含む相談・支援 を行います。 こどもの権利を意識した適 切な養育について周知を強 化します。	こども安心課
106	予防接種事業 (小児インフ ルエンザ予防 接種費補助事 業)	生活保護世帯と市民税非課 税世帯に属する0歳(生後6 か月)から中学3年生までの こどもに対し、季節性インフ ルエンザ予防接種費の助成 を行います。	継続して実施するとともに、 制度の周知に取り組みます。	こども安心課
107	低所得妊婦に 対する初回産 科受診料支援 事業	生活保護世帯と市民税非課 税世帯の妊婦の妊婦に対し、 初回産科受診料の助成を行 います。	支援の必要な妊婦を早期に 把握し、関係機関連携により 早期支援を行います。	こども安心課
13	家事支援事業 【再掲】1-1	家事や育児に不安を抱え、支 援が必要な子育て家庭や妊 産婦、ヤングケアラーが いる家庭に対して、家事・育 児を支援する訪問支援員を 派遣します。	事業の推進により、子育て家 庭の家事・育児を支援しま す。 【支援件数】 (R5)45件 ⇒ (R11)70件	子育て支援課
44	ショートステ イ事業 【再掲】1-4	保護者が疾病等の理由によ り家庭での児童の養育が困 難になった場合に、児童養護 施設等で一時的に養育しま す。宿泊を伴う事業です。(原 則7日以内)	実態の把握に努め、関係機 関と連携して適切に実施し ます。 【延利用日数】 (R5)38日 ⇒ (R11)87日	子育て支援課
45	トワイライト ステイ事業 【再掲】1-4	保護者が仕事等により帰宅 が恒常的に夜間にわたつた り、恒常的な休日勤務のため に児童の養育が十分できな い場合に、児童養護施設等 で一時的に養育します。(原則 宿泊なし・22時まで)	実態の把握に努め、関係機 関と連携して適切に実施し ます。	子育て支援課

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
63	こども食堂開設支援事業 【再掲】1-5	こどもの孤食を防止するとともに、安心感や幸福感を味わえる地域の居場所を提供するため、こども食堂の開設を支援します。	引き続き事業を実施します。 【実施か所数】 (R5)8 か所 ⇒ (R11)10 か所	子育て支援課
108	ヤングケアラー支援事業	障害や病気等でケアを要する家族の世話や介護等を行っているヤングケアラーの早期発見、相談支援体制の構築等に取り組みます。	引き続き、相談支援及び啓発に取り組みます。 【研修等の参加者数】 (R5)110 人 ⇒ (R11)150 人	子育て支援課 こども安心課 保健福祉課 高齢者福祉課 社会福祉課 障害者福祉課 学校教育課
109	フードバンク実施団体の支援	子育て家庭等に食品ロスを利用して食料の供給を行うフードバンク実施団体の取組を支援します。	引き続き取組を支援します。	子育て支援課 社会福祉課 環境施設課
110	女性相談事業	女性の意思が尊重され、最適な支援が受けられるよう、女性の様々な問題の相談に対応する窓口を設置します。 女性相談支援員 1 名 9:30～16:00（開庁日）	配偶者やパートナーから暴力や暴言を受けている（DV被害）など、年齢を問わず女性の困りごとや悩みの相談に対応し、助言や支援機関へつなぎます。 【相談件数】 (R5)323 件 ⇒ (R11)増加	社会福祉課
111	生活困窮世帯のこどもに対する学習支援事業（三原市学習広場「わくわく」）	経済的困難等を理由に生じる家庭学習の不足を補い、貧困の連鎖を防止するため、学習支援を行います。 対象者：生活保護世帯及びひとり親世帯の小学 4 年生～中学 3 年生	生活保護世帯及び児童扶養手当受給世帯の児童・生徒が、希望した就学先に進むことができるよう、学習を支援します。 【参加者数】 (R5)4 人 ⇒ (R11)20 人	社会福祉課
112	生活困窮者自立相談支援事業	生活保護に至る前の生活困窮者からの相談に包括的に対応するとともに、自立に向けて、評価・分析の実施、プラン作成等の支援や関係機関との連携を行います。	「自立相談支援センターみはら」において、生活や就労等でお困りの方の総合的な支援を行います。	社会福祉課

2-5 心の健康づくり、犯罪等からこどもを守る取組の推進

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
113	安心・安全情報の共有	防災情報や防犯情報等を、登録されたメールアドレスに配信し、保護者等と情報の共有化に取り組みます。	防災情報や防犯情報等の適切なタイミングでの発信を継続します。	危機管理課 生活環境課
114	こころの健康に関する周知啓発	若年から心の健康について学ぶこと、相談窓口を認識することを目的とし、児童・生徒・保護者・新成人等に対し、相談窓口チラシを配布します。	引き続き実施します。	保健福祉課

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
115	こころの相談室「ここケア」	精神科受診に結びついていないメンタルヘルス不調者の早期支援を行い、重症化を予防することを目的として、専門職による相談やカウンセリングを行う相談室を開設し、心のケアを行います。	引き続き実施するとともに、事業の周知に取り組みます。	保健福祉課
116	酒害の周知啓発	お酒について正しい知識を持つことを目的とし、中学生とその保護者、新成人等に対し、酒害啓発チラシを配布します。	引き続き実施します。	保健福祉課
117	交通安全事業	こども自身の交通安全思想を育むため、幼児・児童・生徒を対象に、交通指導員による交通安全教室交通指導を実施します。また、各季交通安全運動期間週間に合わせ交通安全キャンペーンを開催します。	引き続き実施し、普及啓発に取り組みます。	生活環境課
118	通学路交通安全プログラム事業	市内の小中学校の通学路危険箇所を点検し、必要な対策・対応を行います。	引き続き実施し、通学路の環境整備を推進します。	生活環境課 土木管理課 土木建設課
119	こどもの安心・安全事業	こどもの安全な環境づくりのため、地域ぐるみ運動の促進等に取り組み、見守り活動用品の貸与等を実施します。	引き続き実施し、地域ぐるみの運動を推進します。	生活環境課
120	防犯灯維持管理事業	通学路等の歩道に対して、防犯灯の設置を促進するとともに、適切な維持管理を行います。	引き続き、防犯灯の設置を促進し、適切な維持管理を行います。	生活環境課
121	インターネットと人権に関する啓発	小・中・高校の児童・生徒・保護者がインターネット等を正しく利用するための啓発を実施します。 また、インターネットによる人権侵害等の相談を受け、解決に向け適切な機関と連携を図ります。	インターネットリテラシーに関する出前講座などの教育啓発を実施し、児童・生徒・保護者の相談に応じます。 【出前講座参加者数】 (R5)53人 ⇒ (R11)400人	人権推進課
122	交通安全施設整備事業	交通事故を防止し、安全・円滑・快適な交通環境の確保を図るため、道路反射鏡等交通安全施設を整備します。	引き続き、安全・円滑・快適な交通環境の確保を図るため、適切な点検・更新を行うとともに、交通安全上必要となる場所について交通安全施設の整備を行います。	土木管理課
123	自転車通行空間整備事業	安全で快適な自転車通行空間を整備し、自転車・歩行者ともに安全な通行環境を確保します。	三原市自転車活用推進計画に基づいて、自転車通行空間の整備を実施します。	土木管理課 土木建設課

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
124	通学路安全対策事業	児童や歩行者が安心して利用できるよう、通学路の安全対策や歩道の整備を行います。	引き続き事業を実施します。 【改良率】 古城通糸崎線 2 (R5)89% ⇒ (R11)100% 本町古浜線 4 (R5)74% ⇒ (R11)100%	都市開発課
125	安心安全事業 (防犯ブザー購入費補助)	児童生徒の安全確保のため、小学校新入生等を対象に、防犯ブザー購入費を助成します。	小学校新入生を対象に、防犯ブザー購入費補助を実施します。	学校教育課
126	青少年育成三原市民会議補助事業	青少年が地域行事に参加する取組や、あいさつ・声かけ運動等の活動により、青少年の健全育成に寄与する団体を支援します。	引き続き青少年の健全育成に寄与する団体を支援します。	生涯学習課
127	広島県青少年健全育成条例に基づく立入調査	広島県青少年健全育成条例に基づき、市内店舗に青少年の健全な育成を害すると思慮される図書やがん具等を青少年に販売していないかなど調査を行うとともに、関係事業者の理解を深める。	引き続き事業を実施します。	生涯学習課
128	青少年健全育成標語	市内の児童、生徒から青少年健全育成に関する標語を募集し、優秀作品を表彰、公開することにより、児童、生徒や市民の青少年健全育成に対する理解を深める。	引き続き事業を実施します。	生涯学習課
129	三原市体育協会補助事業	スポーツを通じて集団の中での積極性を養い、体力の向上を図るため、三原市体育協会を通じて、スポーツ少年団等での活動を支援します。	引き続きスポーツ少年団への活動支援を実施します。	スポーツ振興課

基本目標3 保護者が安心して子育てができる環境を整備します

子育てや教育に関する経済的な負担の軽減やひとり親家庭の支援、地域による子育ての支援、ワーク・ライフ・バランスの推進、情報発信の充実等に取り組み、保護者が安心して子育てできる環境を整備します。

【 評価指標 】

評価指標			現状 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
意識調査	地域の人が子育てを支えてくれていると感じている保護者の割合	(未就学児)	53.6%	55.0%
		(小学生)	46.6%	50.0%
	仕事と生活の調和が取れていると感じている保護者の割合	(未就学児)	45.1%	50.0%
		(小学生)	52.6%	55.0%
	子育てに関し、配偶者・パートナーの協力が少ないと感じている保護者の割合	(未就学児)	14.0%	10.0%
		(小学生)	19.9%	15.0%
活動指標	ファミリー・サポート・センター事業年間実利用者数		73人	110人
	育児応援事業（父親参加型イベント）参加者数		19組	25組
	「仕事と子育ての両立」啓発事業理解度アンケート		—	80%以上
	母子家庭等高等職業訓練促進事業利用者数		5人	8人
	みはら子育てねっとアクセス数		312,320件	313,000件

基本施策

- 3-1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 3-2 地域子育て支援の推進
- 3-3 ワーク・ライフ・バランスの推進
- 3-4 ひとり親家庭への支援
- 3-5 子育て情報の発信

3-1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
2	不妊検査・不妊治療費助成事業 【再掲】1-1	不妊検査費、一般不妊治療費の一部及び特定不妊治療費、男性不妊治療費の一部を助成します。	制度に基づき、引き続き助成します。	こども安心課
3	出産・子育て応援給付金事業 【再掲】1-1	妊娠届や出産届を行った妊産婦等に対して、給付金を支給するとともに、伴走型の相談支援を行います。	妊娠届や出産届を行った妊産婦等に対して、給付金を支給するとともに、伴走型の相談支援を行います。	こども安心課
106	予防接種事業（小児インフルエンザ予防接種費補助事業） 【再掲】2-4	生活保護世帯と市民税非課税世帯に属する0歳（生後6か月）から中学3年生までのこどもに対し、季節性インフルエンザ予防接種費の助成を行います。	継続して実施するとともに、制度の周知に取り組みます。	こども安心課
107	低所得妊婦に対する初回産科受診料支援事業 【再掲】2-4	生活保護世帯と市民税非課税世帯の妊婦の妊婦に対し、初回産科受診料の助成を行います。	支援の必要な妊婦を早期に把握し、関係機関連携により早期支援を行います。	こども安心課
130	多子世帯支援（第2子以降無償化）事業	保育料や学校給食費の第2子以降の無償化を実施し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。	生計を同一にする第2子以降の3歳未満児の保育料及び児童生徒の学校給食費の無償化を実施します。	こども保育課 教育振興課 学校給食課
131	児童手当給付事業	こどもを養育している家庭の生活の安定と次世代の社会を担うこどもの健全な育成を図るため、国の制度に基づき、手当を支給します。 受給対象者：高校生年代まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方	国の制度に基づき、適切に手当を支給します。	子育て支援課
132	乳幼児等医療費助成事業	こどもの疾病の早期発見・治療の促進と、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、保険診療医療費の一部を助成します。 受給対象者：高校生年代まで（18歳到達後、最初の3月31日まで）	制度に基づき、引き続き18歳までのこどもの医療費の一部を助成します。	子育て支援課
133	チャイルドシート購入費助成事業	申請日において6歳未満の児童を養育している人を対象に、チャイルドシートの購入費を助成します。（児童1人につき1回限り）	購入費助成を実施することにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、乳幼児の健全育成に取り組みます。	子育て支援課
134	離島乳幼児通園・通所乗船費補助事業	鷺浦地域から市内の教育・保育施設に通園・通所する乳幼児に付き添う保護者の乗船料を補助します。	引き続き実施するとともに、制度の周知に取り組みます。	子育て支援課

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
135	小児慢性特定疾患等治療に係る通院交通費補助事業	小児慢性特定疾患医療受診券等の交付を受けている児童(18歳未満)を市外の医療機関に通院させる保護者の通院に係る交通費を補助します。	引き続き実施し、制度の周知に取り組みます。	子育て支援課
77	結婚新生活支援事業 【再掲】1-8	新婚世帯(合計所得が400万円未満の40歳未満の夫婦)に対して、市内の住宅の取得費用・リフォーム費用・賃借費用、引越費用の一部を補助します。	新婚世帯の新生活を支援することを通じて、市内での定住を促進します。 【支援制度を利用して移住・定住した世帯数】 (R5)19世帯 ⇒(R11)20世帯以上	地域企画課
78	ファーストマイホーム応援事業 【再掲】1-8	三原市内において、新たに住宅を取得する若年層世帯(40歳未満の夫婦、15歳未満の子がいる世帯)に対して、補助金を交付します。	若年人口増と地域活動への参画を図るため、市内での住宅取得費の一部を支援します。 【市の定住相談窓口を利用して市外から移住を決めた世帯数(世帯)】 (R5)23世帯 ⇒(R11)35世帯以上	地域企画課
79	就労・移住定住支援事業 【再掲】1-8	移住して民間の施設(医療介護・福祉、幼稚園、保育園等)に新規就労する者に対して、引越費・家賃・養育費を交付します。併せて幼稚園教諭、保育士、保育教諭の新規就労者(市内在住者も可)に対して就労奨励金を交付します。	本事業を通じて、保健福祉分野での人材確保及び移住・定住の促進を図ります。 【支援制度を利用した新規就労者の数】 (R5)8人 ⇒(R11)15人以上	地域企画課
98	児童通所支援の利用者負担軽減 【再掲】2-3	こどもが2人以上いる世帯の放課後等デイサービス等の自己負担を無償化します。	児童通所支援のあり方について、地域自立支援協議会の意見を反映していきます。	障害者福祉課
99	日常生活用具の拡充 【再掲】2-3	療育支援用具(言語訓練、手先訓練、数的訓練、認知訓練、コミュニケーション訓練等が可能な製品)を年間20,000円分まで給付します。	日常生活用具のあり方について、地域自立支援協議会の意見を反映していきます。	障害者福祉課
74	奨学金貸付事業 【再掲】1-7	教育の機会均等を図るため、高等学校・高等専門学校生への奨学金貸付を実施します。	引き続き実施するとともに、制度の周知に取り組みます。	学校教育課
136	就学援助事業	経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、学校教育に必要な学用品や学校給食費等を援助します。	引き続き実施するとともに、制度の周知に取り組みます。	学校教育課

3-2 地域子育て支援の推進

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
21	こども家庭センター【母子保健機能】 【再掲】1-2	利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談等を行うことにより、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等に関する相談支援・利用支援の充実に取り組みます。	事業の推進により、相談支援体制の充実に取り組みます。 こども家庭センター及び「すくすく」4か所において業務を集約し実施します。 【延相談件数】 (R5)2,492件 ⇒ (R11)2,500件	こども安心課
137	母子保健推進員活動事業	保護者が地域で安心して子育てができるよう、母子保健事業・訪問等を通じた支援活動の充実を図ります。	事業の推進により、子育て支援の充実を図ります。	こども安心課
22	地域子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業） 【再掲】1-2	概ね中学校区に1か所以上を目安に、地域の子育て等に関する情報発信や相談・支援、親子の交流の場の提供、園庭開放、子育てに関する講習会等を実施します。	引き続き実施するとともに、事業の周知に取り組みます。 (R6)実施か所数 11か所	こども保育課 こども安心課
25	地域子育て支援サロン推進事業 【再掲】1-2	地域全体で子育てを支援する環境づくりのため、身近な地域の中で、子育て親子同士や世代を超えた仲間づくり、交流を行う場として、地域子育て支援サロンの設置を促進するとともに、継続して運営できるよう支援します。	引き続き事業を実施します。 【実施か所数】 (R5)14か所 ⇒ (R11)17か所 【年間延利用者数】 (R5)2,522人 ⇒ (R11)3,000人	子育て支援課
43	ファミリー・サポート・センター事業 【再掲】1-3	子育ての援助が必要な人（依頼会員）に対して、援助ができる人（提供会員）を紹介し、地域住民同士の相互援助活動を促進します。事前の会員登録が必要です。	利用しやすい制度となるよう、援助ができる人（提供会員）を増やすための取組や、制度の周知、マッチングしやすい環境づくりに取り組みます 【年間実利用者数】 (R5)73人 ⇒ (R11)110人	子育て支援課
63	こども食堂開設支援事業 【再掲】1-5	こどもの孤食を防止するとともに、安心感や幸福感を味わえる地域の居場所を提供するため、こども食堂の開設を支援します。	引き続き事業を実施します。 【実施か所数】 (R5)8か所 ⇒ (R11)10か所	子育て支援課
138	子育て支援団体等ネットワークづくり支援	子育て支援に関わる団体や個人の交流の促進や活動の充実を図るため、ネットワークづくりを支援します。	地域子育て支援サロンやこども食堂を実施する団体等、子育て支援に関わる団体の連携や情報共有を支援するため交流会を開催します。	子育て支援課

事業名	事業内容	事業目標・方向性	担当課
139 民生委員・児童委員活動事業	関係機関と連携しながら、民生委員・児童委員、主任児童委員による、子育てや児童、ひとり親家庭等に関する相談、援助活動の充実を図ります。	地域の身近な相談相手、関係機関へのつなぎ役を担います。 【訪問件数】 (R5)65,649 件 ⇒ (R11)70,000 件	社会福祉課

3-3 ワーク・ライフ・バランスの推進

事業名	事業内容	事業目標・方向性	担当課
140 育児応援事業（子育てに関する学習機会の提供）	子育て中の保護者を対象に、ワーク・ライフ・バランスの実現や虐待防止等につながる各種講演会・研修会を開催し、子育てに関する学習機会を提供します。	引き続き事業を実施します。 【実施回数】 (R5)14 回 ⇒ (R11)17 回	子育て支援課
141 育児応援事業（父親参加型イベントの開催）	父親の育児参加に対する意識醸成や、母親の負担軽減に向けて、父親と子どもが一緒に参加できるイベント等、父親対象のイベントを開催します。	引き続き事業を実施します。 【参加者数】 (R5)19 組 ⇒ (R11)25 組	子育て支援課
142 育児応援事業（父親同士のネットワークづくりの推進）	父親参加型イベントへの参加等をきっかけに、父親同士が子育てに関する悩みを共有するなど、仕事と子育ての両立に向けた父親同士のネットワークづくりを推進します。	「父親参加型イベント」開催時等に積極的な働きかけを行います。 【ネットワーク主催イベント実施回数(累計)】 (R5)5 回 ⇒ (R11)8 回	子育て支援課
143 男女共同参画講演会等開催事業	男女の平等意識や男女共同参画意識の啓発を促進するため、あらゆる機会を通じて広報活動を推進します。	引き続き情報提供・講演会等を開催し、広報啓発に取り組めます。 【実施回数】 広報誌等による情報提供、啓発 (R5)2 回 ⇒ (R11)2 回 セミナー、講演会 (R5)2 回 ⇒ (R11)2 回	人権推進課
144 女性の活躍支援事業	女性活躍推進法に基づく、女性の活躍推進に向けた雇用環境の整備について、仕事と生活の充実を図りながら働き続けることができるよう、事業者等へ働きかけます。また、男女共同参画に貢献した市民や事業者を表彰し、公表します。	引き続き事業を実施します。 【実施回数等】 女性活躍推進経営者セミナー、啓発 (R5)1 回 ⇒ (R11)1 回 男女共同参画社会づくり表彰 (R5)3 件応募⇒(R11)4 件応募	人権推進課

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
145	「仕事と子育ての両立」啓発事業	男性の家事・子育てへの主体的な参画及び男性の育児休業取得を促進するため、当事者及び子育て関係者へ啓発事業を実施します。	引き続き事業を実施し、啓発活動に取り組みます。 【「理解が深まった」とする参加者の割合】 (R11) 80%以上	人権推進課
146	育児休業制度等の普及啓発	育児休業制度の普及促進のため、各種助成金の周知等、とりわけ男性の育児休業取得について、事業者への働きかけや啓発に取り組みます。	適切に情報提供を行うとともに、関係部署と連携しながら事業者への啓発に取り組みます。	商工振興課 人権推進課
147	就労者に関する子育て支援制度等の情報提供・啓発	こどもの看護休暇制度、女性就労者の健康管理等、子育て中の就労者に関わる制度等について、情報提供や啓発に取り組みます。	適切に情報提供を行うとともに、関係部署と連携しながら事業者への啓発に取り組みます。	商工振興課 人権推進課
148	子育てを応援する企業への支援事業	市内企業に対して、広島県が実施する各種登録制度や奨励金等を周知し、円滑に活用できるよう支援します。	適切に情報提供を行うとともに、関係部署と連携しながら事業者への啓発を行い、国や県が実施している各種認定・登録企業数の増加に取り組みます。	商工振興課
149	セミナー開催・アドバイザー派遣事業	事業者に対して、多様な働き方に対する理解と環境を促すためのセミナーの開催やアドバイザーの派遣を行います。	セミナー等の開催により、事業者への啓発に取り組みます。	商工振興課
150	就労支援セミナー開催事業	就労を希望する子育て中の女性等を対象とするセミナーを開催します。	引き続き実施するとともに、制度の周知に取り組みます。	商工振興課
151	再就職への支援事業	ハローワークと連携し、職業紹介、就労情報の提供に取り組みます。また、就職ガイダンスを開催し、育児等を理由に一旦退職したが、再就職を検討している方と企業とのマッチングを図ります。	継続して実施するとともに、創業支援にも取り組みます。	商工振興課

3-4 ひとり親家庭への支援

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
152	児童扶養手当給付事業	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、国の制度に基づき、手当を支給します。 受給対象者：18歳到達後、最初の3月31日まで（一定以上の障害のある児童は20歳未満まで）のこどもを養育するひとり親家庭の父又は母等で、一定の所得要件に該当する人。	国の制度に基づき、適切に手当を支給するとともに、ひとり親となった方へ各種制度の説明を行い、生活の安定と自立のための支援を行います。	子育て支援課
153	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため、保険診療医療費の一部を助成します。 受給対象者：ひとり親家庭等の父又は母及び児童（18歳到達後、最初の3月31日まで）で、一定の所得要件に該当する人。	引き続き助成するとともに、ひとり親となった方へ各種制度の説明を行うなど、適切に案内します。	子育て支援課
154	ひとり親家庭養育費確保支援事業	ひとり親家庭の養育費確保のため、公正証書の作成や保証会社との養育費保証契約に要する経費の一部を補助します。	ひとり親家庭の生活の安定を図るため周知を行い、事業の定着をめざします。 【周知件数】 (R5)58件 ⇒ (R11)70件	子育て支援課
155	母子・父子自立支援プログラム策定事業	就労を希望する児童扶養手当受給者を対象に、本人の生活状況や就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、相談者に応じた自立支援プログラムを策定し、自立を支援します。	児童扶養手当の現況届や新規申請の際に就労についての面談を行い、未就労者や転職を希望する人に対して、母子・父子自立相談員が支援を行います。 【プログラム策定件数】 (R5)13件 ⇒ (R11)15件	子育て支援課
156	母子家庭等高等職業訓練促進事業	ひとり親家庭の父又は母等が、生活の安定につながる資格取得のため養成機関において6ヶ月以上修業する場合に、訓練促進費等を支給することにより、その期間中の生活の不安を解消し、自立の促進を図ります。	資格取得により安定した収入が得られるよう支援します。 【事業利用者数】 (R5)5人 ⇒ (R11)8人	子育て支援課
157	母子家庭等自立支援教育訓練給付事業	雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないひとり親家庭の父又は母等が、指定された教育訓練講座を受講する場合に、事前相談・事前申請を経て、受講料の一部を助成します。	資格取得により安定した収入が得られるよう、引き続き支援します。 【事業利用者数】 (R5)1人 ⇒ (R11)3人	子育て支援課

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
158	ひとり親家庭 学び直し支援 事業	ひとり親家庭の学び直し支援として、高等学校卒業程度認定試験のための講座受講費用を補助します。	児童扶養手当の現況届の際の面談や窓口での就労相談により、支援が必要な方へ適切に案内し、就労しやすい環境を整えます。 【事業利用者数】 (R5)0人 ⇒ (R11)1人	子育て支援課
159	母子生活支援 施設への措置 支援事業	18歳未満のこどもを養育している母子家庭、また何らかの理由で離婚の届出ができないなどの母子家庭に準ずる家庭に生活の場を提供し、安心・安全な環境の中で、母と子の生活を安定させるため、相談・援助を進めながら自立を支援します。	こども家庭センター等の関係機関と連携し、DVや生活困窮等により住む場所がない母子等に対し、生活の場を提供し、適切な支援を行います。	子育て支援課
160	母子家庭等自 立相談事業	関係機関と連携を図りながら、求職活動や養育費の確保、貸付金、資格取得等に関する相談・支援を実施することにより、ひとり親家庭の自立の促進を図ります。	児童扶養手当の現況届等の機会を有効に活用し、適切な支援を行います。 【事業利用者数】 (R5)47人 ⇒ (R11)50人	子育て支援課
161	大学等受験料 補助事業	低所得のひとり親家庭や子育て世帯等のこどもに対し、大学等の受験料の支援、中学生・高校生等の受験に向けた模擬試験の受験料を支援することで、進学に向けたチャレンジを後押しする。	低所得のひとり親家庭や子育て世帯等の中学生・高校生等の受験に向けた受験料及び模擬試験の受験料の補助を行います。	子育て支援課
109	フードバンク 実施団体の支 援 【再掲】2-4	子育て家庭等に食品ロスを利用して食料の供給を行うフードバンク実施団体の取組を支援します。	引き続き取組を支援します。	子育て支援課 社会福祉課 環境施設課
111	生活困窮世帯 のこどもに対 する学習支援 事業（三原市学 習広場「わくわ く」） 【再掲】2-4	経済的困難等を理由に生じる家庭学習の不足を補い、貧困の連鎖を防止するため、学習支援を行います。 対象者：生活保護世帯及びひとり親世帯の小学4年生～中学3年生	生活保護世帯及び児童扶養手当受給世帯の児童・生徒が、希望した就学先に進むことができるよう、学習を支援します。 【参加者数】 (R5)4人 ⇒ (R11)20人	社会福祉課

3-5 子育て情報の発信

事業名	事業内容	事業目標・方向性	担当課
162	母子手帳アプリ「みはらすくすく」	母子手帳アプリの登録により、市の実施する事業等の子育て情報の発信を行います。	こども安心課
163	子育て情報発信事業（子育てガイドブック等の発行）	各種子育て支援サービス情報をコンパクトにまとめた子育て支援マップや子育てガイドブックを作成し、提供します。	子育て支援課
164	子育て情報発信事業（ホームページ「みはら子育てねっと等」の充実）	市民と子育て支援団体及び行政が、双方向から情報を収集・発信しながらネットワークを形成できる子育て情報について、ホームページによる情報提供を行います。	子育て支援課
165	子育て情報発信事業（SNS等を活用した子育てに関する情報発信）	市民ニーズや携帯電話・SNS等の普及状況を踏まえ、SNS等を活用した市民に「届く」情報発信を行います。	子育て支援課 広報戦略課